

真光院尊海と『あづまの道の記』について

鶴崎裕雄

天文二年（一五三三）冬十月、仁和寺の真光院尊海僧正は、都をたつて遠江国天方（静岡県周智郡森町）の知人の墓参と富士山一覽のため東国に下向、翌年春帰洛、「あづまの道の記」を著わした。

今回、機縁あって、多少の調査を行なった。この機会に、作品について、作者について、次の要領でまとめておきたい。

まず祐徳稻荷神社祐徳文庫「桑弘」第八巻所収の「記行」（「あづまの道の記」）により、紀行の全行程を眺め、作品としての特徴や伝本の錯簡などを指摘し、次に尊海について、特に三条西実隆との交遊を中心に記し、最後に、尊海の足摺岬の金剛福寺別当兼務に関連して若干の考察を述べてみたい。

一 祐徳文庫本「あづまの道の記」

「あづまの道の記」は名の通つた作品ではなく、作者尊海も、文

学史上、有名な人物ではない。これまでの研究には「群書解題」の井上豊氏の解題、井上宗雄氏の「中世歴史の研究 寄附後期」（明治書院）などがある。

「図書総目録」によると、写本には国会図書館の「篠谷雜記」「今古殘葉」「扶桑殘葉集」、宮内庁書類部の「八州文藻」の各叢書にあり、蓬左文庫・神宮文庫にもある。版本には「詞林意行集」、活字本には「群書類從」「國文東方仏教叢書」「統帝國文庫」にある。

偶目にした写本は、国文学研究資料館蔵の写真版によるが、参考館「八洲文藻」・同「統扶桑拾葉集」・蓬左文庫本・祐徳稻荷神社祐徳文庫「桑弘」である。いずれも大きな異同はなく、後述の、錯簡によるであろう誤りの部分まで同じである。但し祐徳文庫「桑弘」第八巻所収「記行」は、二・三、注目すべき異同があるので、その

全文を掲げ、右傍（）に「群書類従」（版本）との異同を示し、次節では調査した若干の事柄について報告する。なお、「あづまの道の記」は、散文による紀行というよりも、詞書と歌を日次順に並べた歌集ともいふべきもので、便宜上、各歌の詞書の上に番号を記した。また詞書には句読点を付した。

記 行

法田尊海 真光院

- ①天文二のとし神無月後の四日があづまのかたへことのようありて
くたり侍るに、はるかにみやこをかへりみて、
すみなれしみやこの空を別ては遠くなるまでかへりみるかな
- ②あづまか山(6)をこゆるとて、
じつかへりいつあづまかの山(7)ならんしられすしらぬ旅の行末
- ③からなきのまつをみて、のりをこえさるとしはかりなる法の師、
あとにひとりいまさんことをおもひて、
けふよりやおもひをしかのうらみでもまゝはひとりのふるさと
の空
- ④ひえのやまのひかしきかるとにて、あめふりてたひ人もいてきり
ければ、そらもつれへとこゝろうくて、
だひころもしほれぞ初る神無月しくるとはなきたゝ春の雨
- ⑤ふねのうへよりおほひえの雪をみて、ふしのやまをおもひてへ、
板ひきしまはらになれば山風のよはの閑もる月そぞむけき
- ⑥木のはの奥(8)舟のうちにて同道の人にひすての発句所望しければ、
とりあへす、
さゝ波やたゞむ木の葉の奥津風(9)
- うちかたの空に芦たつ声さえて 五郎四郎
- ⑦しまの郷といへるところだとまりて、
みやこ出て新鳴もりのかりまくら夢はかりこそ行かへるらめ
- ⑧つくまといへるさとにて、みちにくたひれぬれば、かれいひいそ
けどる、やとのあるしそのことなけれど、
とくせなんづくまの里のはたこ飯つなき人はなへもたかすや
- ⑨あづまのうらにとまりて、その朝おき侍りて、
みし夢のあさつま舟やたちかへりなみたはかりを袖にのこして
- ⑩さめか井のさとにて、たくらうといへるをのみて、
あしけれとのみてなをさん二日酔けよさめか井の水くさき酒
- ⑪口はでりながら伊吹かたけを見れば、うちくもり、さなからゆき
のゆるけしきをみて、
- さえさゆる空は日影のさしなから伊吹おろしや雪とふるらん
- ⑫不破の閑屋のあれけるをみて、

浪のうへのをひえの雪の面影にまたみぬ山をおもひやる哉

(13) たる井の宿にとまりて、その夜のあらしはけしくて、朝こぼりは

しめてむすふをみて、

さ夜風のつもる木のはの下くゝる水のたる井のうす冰かな

(14) いなはの山のふもと井のくちといへる所に一日とうりうし侍は、

友なひし人の世にはかなくなりしよしいひ侍れとも、まことしか

らねは、まかりてとはむとねもへは、しる人ことのよしをかたれ

は、

世の中を人はいなはの嶺に生る松や中へはかなかるらん

(15) おはりの國やなどいへる所に一夜をあかし侍は、そのさとにい

とうつくしきわか衆ありけり。さけなどたふへて、そのあしたお

きわかれければ、

梓^シやなのさと人一すちにおもひわかるゝ横雲の空

(16) てんかくかくほといへる野を行は、やまたらいつるよし申て、い

ふせくおとされて、

あふりたる山たちともか出合てくしさしやせんてんかくかくほ

(17) もりやまといへるところにとまりて、旅ねいときむければ、

もり山の里の名におふ宿なればさ夜もすからに袖そしくるゝ

(18) やはきのさとをかさきとへるところにとまり侍りて、よしある

事あれは、さやうの事ねもひいて、

武士のやはきの里の跡とへはむかしになりてしるよしもなし

(19) いまはしとゞへるところにとまりて、うき世のことゝもおもひつ

らねて、

人々みなにたゆたふことはいにしへもうき世わたりのかゝる今は

(20) 遠江のくに浜名のはしのあたりに留て、

行未はさそな心もつくはねのみねと浜名の橋にかけきや

(は)
(は)

(21) 引間といへる所に泊て、

しるべして袖を引間の野を行は萩や尾花の霜^(シキ)のふり枝に

(22) あまたにしる人あれは、そこにおちつきて、しはしあしなとや

すめ侍は、道芬居士発句所望あれは、かの尊翁に応して、霜月

廿一日に、

色みえて匂はぬ花か木々の雪

さて風なきまつの朝あけ

打むかふ遠の山の端長閑にて

道芬^(シキ)

(23) 山内刑部少輔館にて一座興行、

つきてふれ雪や都をわすれ草

道芬^(シキ)

冬に色かる宿の梅か枝

等悦

春さむき月に鶯なき初て

通直

みやこにてなれし人、このところにくたりて身まかり侍は、か

の廟所にいたりて、松風さひしく吹ければ、

なれへし人よいかにとことへはこたふるばかり松風をふく

㉙彼庵主かへし、

都よりしほれこしてもしほるらんきが跡とふけふのたもとは

㉚庵主侍は、山家さひしからむとて、つねへとひ給ふ人に、

みやこより住よかりけりおく山のこゝろをしれはさひしきもな

し

㉛また庵主返し、

みやこ出し心のまゝのこゝろかはまた山里をうしとおもはぬ

㉕これよりふしみんとてたちいてけるみちに、原といへるところ
に、庵^(あ)に手ならふ人の里あれば、そこにいたりて夜もすからわか
き人たちとことかたり侍りて、

夢うつへ何とさためむかり枕かはすことばのうちに別て

㉖おなし家のあるし、るかけなどいひつけ侍れば、何となく心のお
くおかしくて、

おもひきやにこらぬ物をわが心けさしも何にじもみせよとは

㉗これより懸河といへるところにゆきて、しる人を尋ねければ、あ
はぬをうらみて、

(想) うらみこしくしてふぬをかけ河のかゝるもほきぬ涙なりけり

㉘またこのところたて、夕くれさひしくて、はるかにみやこのかた
を見をくみて、

こゝだまて日の人かたをなかめやる山ようじしゃ都なるらし
㉙さ夜の山をこらるとて

たちかへりいつか越なんとはかりもたのめをきけりさ夜の中山

㉚菊川の宿をとるどて、

冬かれの山路の草もうつろへる霜のした行菊川の水

㉛両部のさとをゆくに、かたらふへき友もなけれど、
をくわ(月) をし霜のをかへの里に友もなくひとりすきかての杉の下道

㉜うつのやまとこるるどて、

いかなればうつの山とはむは玉の夢よりいひし名にや有けん

㉝大井川をわだれば、みやこのあたりにおなし名あれば、それさへ
ゆかしくて、

みやこにしかよぶ心のおほ井河名にたつ浪はかへりもやする

㉞木からしのもりのあたりくすみといふところに寺あり。そこにと
まりて月のかけさむきをみて、

川なみもさえ行まゝに山のはの月にさはらぬ木からしの森

㉟しげはたやまに浅間大井のみやあれば、それへまうてゝ、かへる
きのみぢ、雪のうすべくるをみて、

からこうもしつはた山にをりかくる時雨や雪の下染ならん

㉙まだこのところたて、夕くれさひしくて、はるかにみやこのかた
を見をくみて、

朝夕にいくたひなかめこしよりもちかまさりする雪のふしのね
⑭三川の国八はしのむかしをとふに、からころものうたあはれにお
もひいて、

ことのはの種しどそなる杜若かけし衣のゆかり恋しも

⑮鴨海の浦に出で月をみて、

山の端のかすみをいつるほどみえて月になるみの浦しつかなり

⑯星崎のうらをはるかに見わたして、

春の夜のうみに出たる星崎のほのかにみやる浦のともし火

⑰都へかへる事うれしくて、

みやこへとひなの長路を立帰り霞のころもにしきなりせは

⑲春雪といへる題にて、

みるとみえ積りもそせぬ春の雪の庭の木草にあまる盛かな

⑳十四日立春なれば、

山はまだかすむともなき朝より人のこゝろの春やたつらん

㉑これよりのほりぬれば、道旁離別の短冊を路次(まよ)てをくりたまふ、

人そあるえやは又とも契をかん老の行ゑのけふのわかれは

㉒やかてつかひに返し、

者のなみたち別とも友ふねのあふ瀬を又とたのめぬる哉

㉓この返歌にそへてたちなれし人々のかたへ、

おもひたちし旅よりそうきかり枕あまたなれにし宿の別は

㉔うらつたひしてはかへるとて、富士のけしきのおもしろきを見
て、

旅ならて見まくほしきは富士のねの晴やくなみの月雪のうら
㉕これよりのほり侍るに藤枝良樂寺(園)と云ところに善福寺(鏡)りますほと
に、たちよりぬれば、和漢(シテ)一折興行、発句所望あれは、

ゆきやらて花や春まつ宿の梅 喜ト

友 三 話 歲 寒 九英

扣 水 茶 煎 月 善徳寺 承芳

㉖またこれより遠江天方道分庵へ帰(カタマリ)とし年をこし侍るに、明年の二

日、子の日なれば、

けふといへば野への小松のうらわかみねの日に千世を引ため
かな

㉗同七日に若菜の題にて会興行、

なへて世のけふの若菜にことのはのなくさめ草やつ(モリ)みもそふら

ん

㉘十二月十八日の夜、於中御門に一座御興行(シテ)、発句申せとの仰なれ
は、

明ほのゝ雪のうへみん山もなし

月にいろそふ松のさむけさ 中

鷙かねもこほる嵐のさ夜更て 蔵

⑤同廿三日夜、月待に又一折、

ふる雪の「もるや年のすゑの松

山かせさむみ袖のあさあけ 蔽

いの雪を忘るゝ月の彩すみて 喜ト

⑤泊見が闇にいたりて、これよりおくへはゆかさりければ、

心よりこゝにさそはれきよみかたせきとめらるゝ波のあらかき

⑥これより三保のまつはらをはるかに見をくりて、

朝なき（^{（ひ）}）のあまの小舟もほの／＼とみほの松原波やこゆると

⑦ふるさとに帰る心をとかむなよにしきにまさるすみのころもは

⑧しらしかし水のうへ行かつほむし我あしふみにならふ心は

二 「あひまの道の記」の二・三の報告

紀行の行程に従い、国ごとに詞書の番号・地名（現在地名）を記す。

山城 ①京都 天文二年十月二十四日出發。

近江 ②逢坂山（滋賀県大津市逢坂）、③店崎（大津市下阪本町）、

④東坂本（大津市坂本町）、⑤⑥琵琶湖渡船、⑦しまの郷 蒲生郡奥島庄の中心であった島村か（近江八幡市島町）、⑧筑摩（坂

田郡米原町筑摩）、⑨朝妻（米原町朝妻）、⑩醒井（米原町醒ヶ井）、⑪伊吹が森（坂田郡伊吹町）

美濃 ⑫不破の閑屋（岐阜県不破郡閑ケ原町松尾）、⑬垂井の宿（不

破郡垂井町）、⑭稻葉山麓井口（岐阜市、金華山の麓）

尾張 ⑮やな（愛知県丹羽郡扶桑町山那）、⑯田楽窪（豊明市沓掛町）、⑰もう山の里 田楽窪より一旦北に戻ることになる。尊海

の源か（名古屋市守山区）

三河 ⑯矢作の里（岡崎市矢作町）、⑰今橋（豊橋市）

遠江 ⑯浜名の橋 浜名湖から遠州灘に流れる浜名川にかかるとい

た橋、明応七年（一四九八）の大地震で今切の渡となつた（静岡

県浜名郡新居町）、⑯引間（浜松市）、⑰⑱⑲⑳天方（周智郡

森町大島居）、⑯⑰原（掛川市原里）、⑯⑰懸河（掛川市）、⑯

小夜の山（掛川市佐夜鹿）、⑯菊川の宿（榛原郡金谷町、小笠郡

菊川町ではない）

駿河 ⑯西郡の里（志太郡岡部町）、⑯宇津の山（静岡市宇津ノ谷）、

⑯大井川 菊川の宿の次に位置する、遠海の過誤か（金谷町と島

田市の間）、⑯木枯森のあたりくすみ 木枯森は静岡市内葵科川

のほとり、くすみは静岡市大字羽鳥字久住に比定（角川日本地名

大辞典）、または同市楠谷見性寺か、⑯駿機山 浅間神社（静岡

市）、⑯駿河にて 駿府藩在中か（静岡市）

次で⑯以降には、錯簡によるであろうと思われる配列の誤りがある。冒頭述べた如く、偶見した写本は總て同様の誤った配列であ

るので、かなり古くに錯簡があったものと思われる。以下、誤りを正し、順序を改めて記す。^注

駿河 ⑩⑪駿府 十二月十八日、中御門宣綱は大永七年（一五二七）

以後しばしば駿府在国、今川義元の母寿桂尼は宣綱の伯（叔）母にあたる（静岡市）、⑫⑬⑭清見が関（清水市清見寺町）、⑮藤

枝長樂寺（藤枝市）

遠江 ⑯⑰⑱⑲⑳⑵天方 天文三年正月一日、七日、十四日（周

智郡森町大鳥居）

三川 ⑩八橋（愛知県知立市）、⑪鳴海の浦（名古屋市緑区）、⑫

星崎の浦（名古屋市緑区）

上洛途上 ⑩⑪⑫最後の二首⑬⑭には詞書がない。はじめ⑯と同じ時、清見が関で帰洛を思う歌と考えたが、⑯の歌の右肩の祐徳文庫本だけにある傍注「サカヨリ」を塗坂山と考へて、塗坂山より都を望む詠歌とした。如何か。

紀行の中、詠まれた歌については、その多くが狂歌または狂歌風であることに留意したい。例えば、⑧近江の筑摩での、とくせなんづくの里のはたこ飯つれなき人はなへもたかすやは「伊勢物語」百二十段の、

近江なる筑摩の祭とくせなむつれなき人の鍋のかす見む

の本歌取りとじうよりもパロディといふべきものであり、⑯尾張の山那での、

梓弓やなのさと人一すちにおもひわかるゝ横雲の空は、山那の「や」を「矢」と取りなして一筋の思い別かると「新古今集」卷一（三八）の、

春の夜の夢の浮橋とたえして枕にわかるゝよこ雲のそら

を本歌取りにしたものであり、次の⑯田楽窪での歌は、山立（山城）の恐怖を田楽焼の串ざしの笑いに変えていい。

⑯今橋での、

人みなにたゆたふことはいにしへもうき世わたりのかゝる今はしは、狂歌ではないが、「なみ」「たゆたふ」「浮き」「渡り」「かかる」「橋」の縁語、「かかる」は「橋が架かる」と「斯かる」の掛詞というように、技巧に技巧を重ねたものである。

人物については、次の二か所の人物に注目したい。まず帰路、⑯

駿河の藤枝長樂寺において和漢一折を興行した善徳寺承芳と九英である。「群書類従」には長閑寺とあるが、長樂寺が正しい。長樂寺は藤枝に現存する臨済宗寺院である。祐徳文庫本には善福寺とあるが、第三句の承芳の傍注善徳寺が正しい。善徳寺承芳は後の今川義元その人である。この時（天文二年）には家督を継いだ長兄氏輝が健在で、義元は出家したり、駿河国瀬古（富士市）の善徳寺にあつ

て梅岳承芳といった。十五歳。後、天文五年、氏輝が没すると、異母兄惠探と家督を争い、惠探派を破つて（花倉の乱）家督を得た。

「為和策」（私家集大成 中世Ⅳ 明治書院ほか）には、天文二年に「十二月十日、於禪德院詠歌、當座之詠也」とあって、「橋箱」の歌を載せる。禪德院は善徳寺と同じであろう。歌合の後、十二月中旬ごろ藤枝長楽寺にあって尊海と和漢を巻いたのである。^{注3}

聯句を詠む九英は九英承菊、後の大原雪斎、この時は三十八歳。

藝元が家督を継ぎ、領國經營を進めるに、これをよく助け、自からも出陣して織田信秀を破ったこともあった。

次に往復の⑧～⑨、⑩～⑪～⑫遠江の天方に見える道芳居士・山

内刑部少輔たちについて考えてみたい。天方における知人の墓参は、富士山一覽とともに、尊海のこの紀行の目的の一つであった。山内氏は天方・飯田（ともに周智郡森町）に勢力をもつた国人領主であつて、「崇福寺縁起」には、応永初年、山内対馬守道美なる人物が天方城を居城としたとあるといふ。「寛政重修諸家譜」卷八二

九 秀郷流裔山氏の項に、
　通季 又三郎 法名道分 葬正少助 号藏雲院 山城守 —— 通植 四郎 民部少輔 法名高吉 号長泉院 三河守

とある。また森町大鳥居にある松岩山蔵雲院に伝えられる天方（山内）氏の位牌に、当院開基明室道分大居士・天叟夕雲居士・崇果院殿正脊貞悦禅定尼・円相院殿珠光道の大居士・天岩高賀居士・梅窓

院殿先大府香普淨慈大禪定門の六人の法名が見える。

実はこれまで「群書類從」によつて「あづまの道の記」が読まれていたため、尊海が尋ねた道芳居士は「道芝居士」とされており、蔵雲院道分とは全く別人物を考えられていた。しかし、ここでは、道芳居士と蔵雲院道分は同一人物と考え、大鳥居に現存する蔵雲院の開基と見てよからう。本稿で祐徳文庫本を取り上げた理由の一つは、このように地元や江戸時代の家譜に通ずる「道芳」が正しく書写されていることによる。更に「道芳」が正しいことは、三条西実隆の「実隆公記」天文三年二月十六日条に「遠江道芳天方 植茸一袋・茶五袋送之」とあつて、明らかである。^{注4}

山内刑部少輔は、天方の国人領主山内氏の一族であるが、それがいかなる人物か不明である。「寛政重修諸家譜」の通季（道分）の次の通種あたりに当たるかもしれない。

現在、森町を流れる太田川左岸の向天方の城ヶ平の頂上部一帯に天方城跡がある。しかしこの城跡は、長倉智惠雄氏の説明によると、武田氏入部以後とわかる遺構があつて、天文年間よりも時代は遡るようである。むしろ大隅信好氏が指摘されるように、天方城跡の北西の麓から太田川の支流吉川を渡つた大鳥居には、蔵雲院や長泉寺といった中世寺院や遺跡があつて、地形から見ても国人領主の居館に相応しい地域である。尊海はここに滞在して連歌を書き、歌を

贈答したのである。

三 真光院尊海年譜稿

「あづまの道の記」の著者尊海の生涯を、左の資料によつて年譜

(次の別表)にまとめてみた。

- ① 尊卑分脈 国史大系六〇 昭41 吉川弘文館。
- ② 仁和寺御伝 真光院本ほか 奈良国立文化財研究所史料第六冊
仁和寺史料寺誌編 昭42 吉川弘文館。ほかに群書類従。
- ③ 仁和寺諸院家記 恵山書写本ほか 奈良国立文化財研究所史料
第三冊 仁和寺史料寺誌編 昭39 吉川弘文館。
- ④ 石山座主伝記 石山寺宝蔵 寺誌七。
- ⑤ 新撰菟玖波集 作者部類 「新撰菟玖波集」昭45 角川書店。
- ⑥ 実隆公記 続群書類従完成会。
- ⑦ 石山寺年代記 石山寺宝蔵 寺誌一。
- ⑧ 石山寺の研究 校倉聖教 古文書篇 昭56 法藏館。
- ⑨ 高山寺経蔵典籍文書目録 高山寺資料叢書 昭48 東大出版会。
- ⑩ 詠百首和歌(尊海) 中世百首歌一 昭57 古典文庫。
- ⑪ 摂州烟天滴宮法來 先代御便覽二四 宮内庁書陵部蔵。
- ⑫ 再昌草 私家集大成七 昭51 明治書院。
- ⑬ 雪玉集 私家集大成七 昭51 明治書院。
- ⑭ 磐陀山縁起奥書 金剛福寺藏尊海自筆本・群書類従ほか。
- ⑮ 後奈良天皇宸記 寅記集上 昭49 芸林社。
- ⑯ 仁和寺殿院家真光院尊海(勅進)一巻 土左国古文書 高知県史[古代]
- 史料編 昭52。
- ⑰ 金剛福寺要録 長崎勝範著 金剛福寺蔵。
- ⑱ 金剛福寺繰出過去帳 金剛福寺蔵。
- 年譜は最上段より、年号、尊海年齢、尊海事項(下部に「実隆公記」中、尊海及び関連の記載月日を示す。月に○を付したものは閏月、□で囲んだ月日は「再昌草」中の記載月日を示す)、「実隆公記」の存在(「実隆公記」は一部欠本。斜線部は存在を示す)、関連事項の順に記す。

年譜の如く、尊海は、前右大臣(のち太政大臣)久我通博を父として生まれ、十一歳で仁和寺に入り、二十一歳で法印に敍せられた。石山寺座主となつたのはこのころであろうか。清華家の出身であり、若くして高位に就いた。これ以後、明応四年、二十五歳のころより三条西実隆との交遊が頻繁となる。次に「実隆公記」を通して尊海像を眺めてみたい。

四 「実隆公記」に見る尊海像

「実隆公記」における尊海の初見は明応四年二月二十一日条である（「実隆公記」は明応三年三月から十二月にかけて欠本となっている。この間に尊海との交遊は始まっていたかもしれない）。時に実隆四十一歳であった。即ち、

真光院<sub>石山
座主</sub>入來、二荷兩種被携之、先度石山勸進帳草并清書事
予沙汰之、被謝被儀也、不虛之芳情一喜一懼也、勸一謹、暫言談、
とある。尊海が実隆に石山寺の何かの勧進帳の草稿と清書を頼み、

その謝礼に二荷兩種を持参したのである。「実隆公記」には尊海が実隆の許にたび々贈物をしている。一、二、三、その例を示す。

(明応四年八月七日) 午後真光院入來、茶廿袋被携之、數刻雜談、勸一謹、
(文亀元年八月十六日) 真光院僧正來臨、綴段文字二幅被持來、
言語道断殊勝物也、鄭伯衣贈之字有縋、奇異之珍奇也。
(永正六年十月七日) 真光院僧正携一桶・食籠等來臨、益酌、
(大永三年六月八日) 真光院太布一・厚帯三帖・雜帶十帖被惠
之、
(略)

(享禄二年十月十二日) 召庭者立石、栽替樹、南天竹昨日真光院被送之、今日栽之、
このほか、種々の贈物がある。植木まで贈られているのが面白い。

尊海自身のことについて、年譜の事項を裏付ける記事が見える。

例えば、明応六年三月二十五日の甘露院における入壇・灌頂には、

之、

明応七年九月十一日の権僧正の補任には、

(明応七年九月十九日) 真光院入來、去十一日極官事勅許、明
日_(為)御禮可參内云々、

などの記事がある。

石山寺に関しては次のような記事が見える。まず一切経について、

(明応五年九月五日) 真光院所望石山經藏一切經補欠分書寫勸
進帳草持來之、一覽可然之由報之、暫言談之處、_(三秦西公案)師卿入來、同
雜談、

(同年九月七日) 勸進沙門敬曰、

請特蒙十方諸靈芳助、書寫加江州石山寺一切經不足分、補全
部欠如狀、

右石山座主真光院尊海法田所望之間、課師富朝臣合草之_了、今
日到来、翌朝遣真光院了、

(明応七年二月廿八日) 石山一切經内宝鑑經上立筆書之、

(同年三月一日) 石山一切經内宝篋經上入夜終書写功了、

右の明応七年の実隆の一切經書写については、石山寺一切經第二十

四函五大方広宝篋經卷上の奥書に、^{注6}

明応戊午九月十八日以東福寺大藏之唐本書写之

従二位行権大納言兼侍従藤原朝臣実隆 四十四歳

法名堯空(花押)

とある。同第二十七函三十七仏地經論卷第七の奥書には、

余隨于當寺之座主尊海僧正錫投此地矣、一日金輪房謂余曰、當
當寺之一切經因詰徒偷却欠矣、故令十方僧衆補欠、余亦備員則
幸也、漫應需審右巻恐有鳥焉馬之誤、時明応八年己未結制日辰、

洛東建仁僧 良秀 敬白

とあって、一切經補欠のため尊海は広く各界の人々に働きかけていたことがわかる。

実隆は「石山寺縁起絵巻」にも筆を染めている。梅津次郎氏の

「石山寺縁起絵について」等に詳しい。^{注7}

(明応六年四月七日) 自真光院石山絵一巻被送之、可書詞之
由、先預置之者也、

(同年十月九日) 及晩石山絵詞立筆、

(同年十月十一日) 石山縁起絵詞終書写功、雲龍院入來、彼詞
書写最中之間不謁之、

この他にも、尊海は、石山寺に関する種々の勧進帳などの書写を頼んでいる。

(明応六年十二月四日) 抑石山經藏類今日遣真光院了、

(永正五年十月十七日) 勢多橋勧進帳書之、依真光院所望也、

(享禄元年十月卅日) 真光院來臨、差晚炊閑談、番二帖被應之、

石山勧進帳事等所望、

(同年十一月十八日) 石山勧進帳書之、(略) 真光院來談、

最後の石山勧進帳については、石山寺勧進帳 古文書第一部二八
「享禄元年十一月日」の包紙表書に「勧進疏 三条西造遙院殿筆」
とある。^{注8}

仁和寺に關しては、石山寺のように勧進帳の書写といった記事ではなく、もっと政治揉みともいべき記事が見える。その主なものは、一後柏原天皇第二皇子覚道法親王の入室、二理澄院光智の大僧正補任、三仁和寺領の經營の三点である。

まず覚道法親王の入室、これは文亀三年七月十五日、第十八代後光台院御室靜覺法親王の入滅により次の御室の入室が問題となつたであろう。そして後柏原天皇の二宮(第二皇子)が御室の候補者となつた。永正元年に二宮入室のことが初見する。二宮はまだ五歳の時である。即ち、

(永正元年二月^(缺失三日か)) 又就二宮御方事仁和寺官御^(門)徒中不可存

疎略之由女房奉書可被出之間事、真光院僧正申請之、其案文同染筆了、

(同年二月八日) 真光院僧正來臨、今日二宮御方御入室間事、
門徒中不存等閑可申沙汰之條々以女房奉書被仰彼僧正許、又以

予消息申過真光院僧正許了、
(永正八年三月五日) 真光院僧正來臨、御室親王宣下事被相談

とある。仁和寺の中には後柏原天皇の二宮の入室に同意しない者も
あって、尊海はそれらを縫め、一方では朝廷との交渉を進めねばな
らない。実隆は相談にあずかり、交渉を助けている。

(永正七年二月十日) 真光院御室御入室事今日被申定之、

(同年二月廿日) 真光院僧正、惠命院等來、二宮御入室事來廿
五日延引、來廿八日歟、來月五日歟云々、委細有被談之事等、
不錄筆端矣、

(同年三月十二日) 二宮御方入夜渡御、新典侍局御供也、隆康
朝臣奉抱之、源諸仲在御供、柳二荷、御土器物被持之、不慮之
事也、故奉御盃、則頂戴、明日可有御入室也、可有御窮屈之間
不及獻之沙汰也、

三月十三日、二宮の仁和寺入室が実現した。その前日、三条西邸
に渡御が行なわれた。実隆にとってまことに名誉な出来事である。
入室について実隆の尽力を示している。この後、二宮覚道法親王の
得度、親王宣下が、次々と計画され、実現する。

年譜でもわかるように、この後、尊海は再び、京都・足摺間を往
甘八才、可惜々々、

(同年七月十九日) 真光院僧正來臨、閑談、二宮御得度事來月
御攝例之間、内々存企之由被談之、珍重、

(同年十二月廿六日) 今日仁和寺宮當今第二宮、御母新興寺、十二才御得度、戒
師尊海僧正、唄光普大僧正(略)

(永正八年三月五日) 真光院僧正來臨、御室親王宣下事被相談
之、

(同年三月廿一日) 真光院有使者、御室親王宣下事被談之、恩
意分答之、

(同年三月廿五日) 仁和寺宮成、御名字克道、十二親王宣下事可為明
日、奉行職事歲人左中弁伊長、上卿中御門中納言吉宗也(略)

(同年三月廿六日) 自真光院有使者、今日宣下官務祿物事等被
相談之、

かくして仁和寺は覚道法親王を頂き、尊海も安穩に余世を送るべ
きであったろう。大永元年または二年ごろより尊海が土佐国足摺岬
の金剛福寺の住職を兼務して都を遠く離れた南海の岬に移るのも、
仁和寺安泰という思いからであつたろう。しかし思い通りにはなら
ず、大永七年十月二十三日、覚道法親王は二十八歳で入滅する。

(大永七年十月廿三日) 抑仁和寺二品親王覺道終以戌刻御入滅、

復する。次の御室の人選が行なわれていたのであるうか。十二年後、伏見宮貞敦親王の第四王子で、後奈良天皇の猶子である任助法親王を仁和寺に迎え、天文八年に出家、同十一年に海頂が行なわれる。

戒師・大阿闍梨とともに尊海が勤める。実隆はこれより以前、天文六年に亡くなつており、「実隆公記」は天文五年に終つている。
理鎧院光晉の大僧正補任については次のような記事である。

（永正七年十二月七日）真光院僧正申光晉僧正転大事、同申入之、

理鎧院光晉僧正轉正漸涉歲月候、就今度御得度所役転大事望申候、年齢迫七旬有余之頬暮、一流伝法之大阿闍梨耶候、為贈内府綱光公猶子、侍賢主四代之襯席侯（略）此趣内々申御沙汰可畏入候、尊海恐惶謹言、

十二月三日

尊海状

今日伺申入之處、則勅許、宣下事申遣右頭中將実胤朝臣了、

僧正が年功を積むと朝廷より大僧正に任せられる。尊海自身も天文十一年、七十一歳にして大僧正に任せられているが、このように先輩のための補任の手続きや交渉も行なわねばならない。

仁和寺領については、次のような記事が見える。

（永正二年八月廿五日）真光院僧正就御室御領九条勅旨田代官職事有被申之子細、夜前内々同時宣、今日書遣書状了、

（永正三年六月廿三日）抑相応院門跡領事、真光院僧正有申旨、仍勅裁事今日同之、翌朝令書遣之、案文頭中將加符案、件狀統奥、

（永正五年十月二日）真光院僧正來臨、御室御料所武家御下知事女房奉書被申請之、其間事恩意分申了、

（同年十月廿六日）真光院僧正入來、西五条事猶有違乱族云々、就此事予遣使者於大田藏人、有申旨、不能記之、

（永正七年正月廿四日）真光院僧正來臨、御室御領西五条田事自細川兩使若狭、越後左衛門、申中川借書字細事、於此亭可令聞云々、

如法無骨之儀也、雖然無力於此事問答了、子細不錄之、

（同年十二月七日）抑御室御領西五条事落居、年貢収納云々、珍重云々、

ここに見る仁和寺領については、具体的にあまりよくわからぬ

い。九条勅旨田・相応院門跡領事はともに朝廷の勅裁を必要としている。西五条領が武士の造反にあって幕府に訴えた。記事の書き振りから交渉はかばかしくなかつたようだが、最後に「西五条事落居、年貢収納云々」とある。朝廷に対しても、幕府に対しても、実隆が仲介している。この後「実隆公記」には仁和寺領に係わる尊海の記事は見えない。年とともに所領関係の事務は他に委ねられたのか。

当然のことながら尊海と実隆は文芸や古典において深く結ばれて

いる。

(明応八年五月晦日) 真光院僧正所望之伊勢物語立筆了、

(文龜三年四月五日) 自真光院僧正許古文字、大字、篆字等之類五卷被見之、言語道断絶代之奇珍也、則備報覽、

(大永八年七月十九日) 真光院僧正入來、石山卅首歌被持來、

伊勢物語外題所望、

(享禄二年三月九日) 今日石山法樂百首披讀、午後各米会、四

辻大納言・三条亞相・甘露寺中納言・左衛門督・新中納言・中

監田

院中納言・真光院僧正・理覺院・周桂・宗牧(略)

(同年三月廿日) 今日夢寐追尋和歌披讀、午後各米会、四辻大

納言統師・三丞・甘黃・左衛門督^聲・新黃^聲・中院・範久朝臣

講師・理覺院^{金吾歌}・此亭之衆三人・真光院僧正・重吟・周桂・

宗牧等也(略)、

(享禄三年九月 再昌草) 土左国より真光院僧正文をこすと

て、古今集不審の事ともとふらはるとして、

身は老ぬよしなし今はかゝらしとおもへとも猶わかのうらなみ

返事

和歌のうらによせし心のなこりたに跡なき老の波をかなしき

(天文三年四月廿五日) 今日予生日、帥為賀八十^口十首歌取

重之、午後披讀、此空同人四辻前亞相、飛鳥歌發声^口、高倉三位・頭中将

謹師・真光院僧正・西^(義)・□・□・宗牧・景範・織田^(七郎)等來(略)、和歌や連歌や古典研究は当時の上流階級の当然の嗜みである。こうした嗜みから「あづまの道の記」が書かれ、次節で述べる「蹉跎山縁起」が著わされたのである。

その他、注目したいのは近衛・徳大寺両家の確執を調停していることである。

(大永三年八月廿三日) 陽明・徳大不和事、依真光院入魂、今

日先遣書状於東方申試之、真光・師象朝臣等來、

両家のこの確執が何に原因し、どのような結果となつたか、よくわからないが、当主近衛尚通の室が大徳寺家出身であるだけに、深刻な問題であつたと思われる。

以上「実隆公記」を通して尊海像を眺めたのであるが、石山寺・

仁和寺の寺院運営に励み、朝廷や公家社会と親しく付き合い、和歌や古典を嗜む高僧の姿が見受けられる。太政大臣を父とし、若くして法印・僧正の位を授かり、石山座主に就いた出自の良さ、加えて尊海自身の能力・才能がこのような人間像を形成したのであろう。しかしこのような人間像は、当時の貴族出身の高僧にはよく見られるのであつて、尊海が秀でているというのではない。

尊海の特異、それは都を遠く離れた南海の岬、足摺岬の突端にある足摺山金剛福寺の住職(別當)を兼務し、そこを入滅の地とした

ことである。

五 足摺山金剛福寺

足摺山金剛福寺は、土佐国幡多郡足摺岬、現在土佐清水市にある真言宗寺院、四国八十八ヶ所の第三十八番札所である。

尊海は大永二年ごろ、金剛福寺住職（別当）を兼務して足摺岬に赴いている。「再昌草」大永二年七月には次のようにある。

飛鳥井少将頼孝、土佐畑より文のつるにて
すて小舟よるへの磯はとをくともかへる波ちにあはんとそ思
返し
者の波我そ捨舟いつまでかかへりくるをもまたんとすらん

あら磯のよるへもしらぬすまひにも心をかけよ和歌のうら波
真光院僧正、おなし所より文をこせたりし、足すりといふ山

寺にすみわだれしかは、申つかはし侍し

とゝまるも程はあらしと待そみるひま行駒の足すりをして

しかも「実隆公記」大永元年には尊海は見えないので、大永元年には土佐に下向していたかもしれない。右「再昌草」の飛鳥井頼孝

は雅康（宋世）の子、晩年を土佐国幡多郡で過し、土佐一条氏を頼っていたようである。^{註9}

土佐一条氏は一条教房を初代とする。教房は、兼良の嫡子、長禄

二年（一四五八）関白となつたが、応仁の乱に家領土佐国幡多庄に下向、在地国人衆に迎えられて居館を構えた（中村市）。京都の一

条家は末弟で養子の冬良が継ぎ、土佐一条氏は戦国大名化の道を辿つて、伊勢北畠氏・飛騨姉小路氏とともに「三國司」と称せられる。

大永年間、土佐一条氏の当主は二代房家である。

土佐下向以前の尊海の旅行について見ると、いずれも「実隆公記」に、

（文亀元年三月廿二日）自真光院僧正參詣丹後久世戸、於彼浦
奥松感得之由称之、副和歌可進上禁裏之由有音偈、則熟進上之、

（永正五年四月十七日）真光院僧正自大山有音偈事、

（永正六年閏八月十八日）真光院僧正入來、一両日以前自賀州

上洛云々

などの記事がある。文亀元年の記事は天橋立の九世戸の文珠參詣で感得した歌を天皇に奉ろうとする。尊海と朝廷の結び付きが窺われる。永正五年の「大山」はどこであろう。後の「あづまの道の記」には初めて富士山を見たがあるので、ここでは相模国の大山ではあるまい。

「実隆公記」は欠本もあって、尊海の旅行の總てを見ることはできないが、当時の僧や公家が各地を旅行しており、尊海も同様で「もづま道の記」もそうした紀行の一つである。しかし土佐下向は單な

る旅行ではなく、別当としての赴任である。

尊海の土佐下向には如何なる誘因があつたであろうか。確かな資

料はなく、あくまでも推測にすぎないが、次の三点を考えてみた。

第一は土佐一条氏の存在。前引の「再昌草」七月条のように、土佐国幡多庄にいる飛鳥井頼幸と同じ便で実隆に書状を送つたのである。「実隆公記」大永八年十月十一日条には「真光院來談、長尾出^{相模守}雲連歌被見之」とある。一条畠相は前大納言房家、その家臣長尾出雲守の連歌に実隆の評を求めた。尊海と土佐一条氏の結び付きを示す資料はこの程度である。

しかし土佐一条氏と金剛福寺の因縁は深い。初代教房没後、家の混乱を避けて、文明十五年（一四八三）二代房家は母に伴なわれて金剛福寺へ一時移住している。^{注10}また最近、金剛福寺の現住職長崎勝慈師が旧護摩堂の解体修理中に発見された縁出し位牌（小さな箱の一面が開けられていて、中に縦二十二センチ、横五センチほどの薄い板碑が二十一枚（元来は二十二枚か）があり、各板碑の表に戒名、裏に俗名・没年月日などが墨書きされている）には歴代の土佐一條当主・御母・姫宮たちの名が記されている。

また尊海著「蹉跎山縁起」の奥書きには、

享禄壬辰仏涅槃前七日 依大禮越御謹誌之

孤山羊僧尊海

とあり、近世の編纂である「南路志」は「按大禮越者一条房家公也、^{注11}享禄壬辰者天文元年也」とする。

第二は尊海の信仰。都を遠く離れたこのような辺境の地に住むのは、一つには僧侶としての精神的誘因、即ち信仰を考えねばならない。足摺岬の突端に位置する金剛福寺は、紀州の那智と並び称される補陀落界への靈地である。尊海の「蹉跎山縁起」にも賛登上人の弟子日田坊の補陀落度海の伝承が記されている。日田坊の類似の伝承は「長門本平家物語」卷四や、「とはすがたり」卷五にも見える。尊海の場合、若くから座主を勤めた石山寺が觀世音菩薩を本尊とする觀音信仰の寺院であり、觀世音菩薩の淨土補陀落界への憧憬、そして足摺山金剛福寺へと導かれたと思われる。前述の如く、その過程には、観道法親王の海頂など仁和寺における向後の心配もなくなったことから金剛福寺へ赴任した。その後も京都・土佐間を往復するが、大永七年、観道法親王薨去によって再び新御室の人選問題が生じ、更に長路の往復を繰り返すことになった。天文八年、任助法親王の入室、同十一年晦日、總てを取り仕切つた後、翌十二年十一月、尊海は足摺の地で入滅したのである。

第三は寺院経済との関連。これは全くの思い付きであり、他の例から考察しなければならないが、尊海の土佐下向は仁和寺の經濟収入とは関係ないだろうかということである。当時、公家たちの中に

は積極的に各地の自領に下向し、年貢の調達を図る者があつた。一條兼良の越前國足羽御厨下向や九条政基の和泉國日根庄直務などがそれである。寺院においても末寺に対する本寺の直務が行なわれ、本末関係による本寺への何らかの収入を確保しようとしたのではなかろうか。

幡多庄の中心地、現在中村市には廻々に土佐一条氏時代の遺跡があり、都を偲んで名付けられた「東山」の地名も残る。土佐一条氏の許に平穂であった幡多郡一帯には海上交易の本拠注12があつた。尊海は京都の文化の伝播者としても重宝がられたことであろう。前述の「嵯峨山縁起」だけでなく、天文五年には幡多郡大岐村（現在土佐清水市大岐）念西寺のため、「仁和寺殿院家真光院尊海勅進一卷」注13を残している。

以上、尊海と「あづまの道の記」について、多少の調査報告を交えて述べたのであるが、作者と作品には相入れない隔りを感じる。

同じ人物が作者かと疑われる。狂歌または狂歌風の歌と詞書で綴られた紀行、一方、寺院運営に勤め、都を離れた辺境の寺に赴任する高僧。これについて次のように考えてみた。

まず紀行そのものが日常からの解放であり、和歌や連歌の世界ではなく狂歌や俳諧の世界に近いこと。尤も現代の旅行ではなく、中

世、特に戦国時代の旅行は厳しく恐ろしいものであり、尾張國田楽窪の歌のように山立（山賊）を怖れながらの道中である。しかし山立すら、無事通過すれば狂歌に誣まれてしまうのである。

次に尊海の多様性、というより中世の文化人の多様性といふべきか。江戸時代、このような文芸は、深められ洗練されて、通とか粹とか穿と呼ばれるようになるのであるが、「あづまの道の記」はまだまだそこまで浄化されていない。それだけに作者は種々の文体で筆致できる。中世はまだ専門化されていない世界があって、文学史上、決して有名でない真光院尊海にもその一端を見るのである。

注

1 長倉智恵雄氏の御教示による。

2 井上宗雄「中世歌壇史の研究^{室町後期}」昭47 明治書院 三八一頁にも配列の誤りについて指摘がある。

3 濑本久雄「冷泉為和と今川氏輝・義元」「駿河の今川氏」六昭57

4 山内氏関係史料については大畠信好氏より多くの御教示を得た。なお花鶴享「乱世を生きた天方城主」昭56 が地元において刊行されている。

5 大塚熙氏の御教示による。なおほかに「実隆公記」大永四年九月十四日条「道芬自善光寺上洛……」、同大永六年正月廿九日条

「道芬・称意等来……」、実隆の歌日記というべき「再昌草」大永四年五月十四日条「道芬か弟子に恵賛といふ物持し、駿河にて去年むなしくまかり成し……」、同享禄三年七月十二日条「道芬法師遠江國よりみをこせて、よみをきたる歌とも書きあつめ点の事申たりし、すみをつけて返しつかはすとて……」などあつて、道芬は上洛したことがあり、歌道に熱心であったことがわかる。

6 「石山寺の研究」一切経篇 昭53 法藏館

7 梅津次郎「石山寺縁起繪について」日本繪卷物全集二二 昭41
角川書店、吉田友之「石山寺縁起繪七巻の歴程」日本繪卷物大成一八 昭53 中央公論社ほか

8 「石山寺の研究」校倉聖教・古文書篇 前掲

9 井上宗雄「中世歌壇史の研究^{益田後編}」前掲 一三四頁・二四八頁

10

「中村市史」第六章土佐一条氏 昭44 中村市。以下高知県下
関係史料については広谷喜十郎氏より多くの御教示を得た。

11 武藤致和「南路志」高知県文教協会翻刻 昭35

12 山本大「勘合貿易と南海路」「内海地域社会の史的研究」昭53
マツノ書店、下村效「戦国・繩墨期の社会と文化」第二章第四節「戦国期南海路交易の発展」昭57 吉川弘文館

13 「土佐国古文叢」第六「高知県史^{古代}史料編」昭52 高知県

本稿は昭和五十八年十二月三日、神戸大学にて行なわれた和歌文学会関西例会での発表に加筆したものである。「あづまの道の記」の翻刻では祐徳稻荷神社、諸本に関しては国文学研究資料館のご厚意を得た。静岡県周智郡森町の現地調査では大隅信好氏・大塚貞氏・長倉智恵雄氏、石山寺の文献調査では田中稔氏・奥田貞氏、高知県立図書館の文献調査では広谷喜十郎氏、高知県中村市の現地調査では山本清氏のお世話になった。特に金剛福寺では住職長崎勝慈師より足摺岬の尖端まで御案内いただき、種々の御教示をいただいた。深く感謝する次第である。